

平成 31 年度 菊川市市民協働センター運営業務委託 募集要項

菊川市が、さらなる市民活動の活性化と市民協働の推進を目指して設置する、市民協働センターの平成 31 年度の運営業務受託者を募集する。

■委託業務の基準等

受託者は市民協働センターの運営業務を効果的・効率的に実施すること。また、業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報は、菊川市個人情報保護条例（平成 17 年菊川市条例第 16 号）に基づき、適切に取り扱うことを始め、業務にあたっては関係法令を順守すること。

詳細については、別紙菊川市市民協働センター運営業務委託仕様書を参照すること。

■応募資格

次のいずれにも該当する団体であること

- ・非営利法人かつ主たる事務所の所在地が静岡県中東遠地域（菊川市、磐田市、御前崎市、掛川市、袋井市、森町）の団体であること。
- ・今回の委託事業の実施が法人の定款において可能であること。
- ・宣誓書に記載する欠格事項に該当しないこと。

■委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

■応募受付期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）～平成 31 年 3 月 1 日（金）

■応募方法

次の書類を応募受付期間内に、菊川市役所総務部地域支援課へ持参すること。郵送、FAX、メールによる応募は不可。なお、書類は返却しない。

- ・様式第 1 号（業務受託申請書）
- ・様式第 2 号（業務実施計画書）
- ・様式第 3 号（委託業務収支計画書）
- ・様式第 4 号（実施体制調書）
- ・宣誓書
- ・法人の定款等これに類する書類
- ・法人の登記事項証明書
- ・法人の役員名簿

※書類の差し替えは締切日までに行うこと。

■質問締切

平成 31 年 2 月 12 日（火）17 時まで

※質問は質問票により FAX またはメールで提出すること。

質問の回答は平成 31 年 2 月 19 日（火）17 時までに FAX またはメールで行うとともに市ホームページに掲載する。

■選考方法

- ・審査会を開催し委託団体を選定する。
- ・審査会では応募団体によるプレゼンテーションを行うこととする。
- ・審査の日時・内容等詳細は応募後、連絡する。

■受託者の決定及び契約

平成 31 年 3 月中に受託者を選定し、結果については応募者に文書で通知する。
受託者の選定後、市と受託者の間で委託契約を締結する。

■委託費

9,870 千円以内を予定
(税込 当該業務にかかる総額)
(人件費、事業費等仕様書に定める範囲)

■センター開館時間

午前 9 時から午後 6 時まで

■センター休館日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

■センター所在地

菊川市堀之内 61 番地

■留意事項

- ・応募に当たって必要となる費用は全て応募者の費用とする。
- ・この要項に掲げる一切の業務委託については、当該業務にかかる平成 31 年度 菊川市一般会計予算の成立を条件とする。

■応募・問合せ先

菊川市役所総務部地域支援課市民協働係
〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地
電話：0537-35-0925 F A X：0537-35-0977
E メール：chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp